

**太良町定住促進住宅整備事業(仮称)実施方針  
質問に対する回答(平成28年11月22日公表)**

質問及び回答

| No. | 質問内容    |    |          |   | 回答   |
|-----|---------|----|----------|---|--|
|     | 書類名     | 頁  | 質問項目     | 内容  |  |
| 1   | 実施方針(案) | 3  | 1-(8)    | <p>予定価格の公表について</p> <p>本事業に関し特定事業として選定された場合、予定価格の公表を検討されていますか？</p> <p>検討されているのであれば、本事業のスケジュール(予定)におけるどの段階で公表されるのですか？</p>                               | <p>予定価格については、1月下旬に応募表明書を提出してもらい、審査後に応募グループが複数の場合は公表し、1者の場合は非公表とします。</p>  |
| 2   | 実施方針(案) | 9  | 3-(1)-3) | <p>公募参加者の参加要件</p> <p>提案書に明示のない企業への業務等の再委託は不可という事でしょうか。</p> <p>構成員には再委託先も含まれるのでしょうか。</p>   | <p>提案書に明示のない企業への業務等の再委託は不可ではないが、町内の参加業者が多いほど加点される予定です。ただし、他グループに参加している構成員への再委託は不可とします。</p> <p>構成員には再委託先も含まれます。</p> |
| 3   | 実施方針(案) | 10 | 3-(2)-2) | <p>公募参加グループの構成員の資格要件</p> <p>建設企業の参加要件②平成18年以降に、RCの共同住宅の建設実績を有することについて、平成18年以降に近隣の地域での公共事業で共同住宅の建設工事の発注がなされていないので、平成18年以前の建設実績では参加要件を満たされないのでしょうか。</p> | <p>建設実績については、平成18年以降に、RCの共同住宅の建設実績を有することとします。</p> <p>建設実績については、公共事業での建設だけではなく、民間発注分の工事も含みます。</p>                   |
| 4   | 実施方針(案) | 24 |          | <p>税制度リスクについて</p> <p>事業期間内(30年)で、消費税の増税があった場合の維持・運営管理費は見直されますか？また、見直された場合、国の補助からの支払いでしょうか？町の財源でしょうか？</p>  | <p>増税後に町が支払う施設の維持管理・運營業務に係るサービス対価については、反映されます。</p> <p>財源については、町の財源となります。</p>                                       |

太良町定住促進住宅整備事業(仮称)実施方針  
質問に対する回答(平成28年11月22日公表)

質問及び回答

| No. | 質問内容    |    |                |   | 回答   |
|-----|---------|----|----------------|---|--|
|     | 書類名     | 頁  | 質問項目           | 内容  |  |
| 5   | 実施方針(案) | 24 | 金利リスクについて      | 融資金額が大きいため、小幅な金利上昇でも支払利息額に与える影響は大きく、運営上非常に大きな負担となることも考えられます。金利上昇の影響による支払利息の負担増にはどのように対応されるのでしょうか？ | 金利リスクについては、リスク分担表において、SPCの負担としておりますので、リスクを考慮した民間提案を求めます。   |
| 6   | 実施方針(案) | 24 | 不可抗力リスクについて    | P24「共通」の「不可抗力リスク」の「1%ルール」とはどんなもののでしょうか。   | 不可抗力リスクに係る費用において、全費用のうち1%相当額をSPCが負担し、残額を町が負担するものです。  |
| 7   | 実施方針(案) | 25 | 建設コスト増大リスクについて | 「工事」の「建設コスト増大リスク」に「物価変動に起因」の項目が必要ではないでしょうか。   | 経済リスク欄に、物価変動リスクに対する考え方を記載しています。  |
| 8   | 実施方針(案) |    | 履行保証について       | 通常の請負契約においては、工事費の10%程度の履行保証で契約保証金を免除していますが、維持管理、運営業務を契約に含むPFI事業ではどうでしょうか？                         | 契約保証金については、募集要項公表時にお示しする予定だが、施設整備業務については対価の10%程度を納付して頂くか、町を被保険者とする履行保証保険契約を締結することによってこれに代えることができるものとします。ただし、維持管理については、維持管理対価(運営業務を除く)の年額の100分の10以上の額を、維持管理開始までに町に納付することとします。 |